

保護者様

NRB 日本理容美容専門学校

出席停止の感染症について

お子様が感染症と診断された場合は学校保健安全法第19条の規定により、充当期間は欠席になりませんので、お含みのうえ治療に専念してください。なお、感染症が治癒して登校する際には、医師の診断と許可をお願いしています。お手数ですが、担当医により別紙「治癒証明書」に記入したもの、または診断された感染症がわかる処方箋を登校初日に学校へご提出ください。

感染症の予防について

◎学校保健安全法第19条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

◎「学校において予防すべき感染症」の種類は、次のとおりです。

第一種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。)

第二種

インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(三日ばしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第三種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

担当医 殿

NRB 日本理容美容専門学校

本校生徒がお世話になりありがとうございました。
お手数ですが、治療が終わりましたら以下に御記入をお願いいたします

治癒証明書

氏名: _____

病名: _____

期間: 平成 年 月 日 ~ 月 日

上記疾病の治癒したことを証明いたします。

月 日から登校可能です。

平成 年 月 日
医療機関名

医師氏名 _____ 印